**◆収納代理金融機関の指定取消しについて**

この度、株式会社みずほ銀行からの申し出により、令和５年４月１日付で高山村収納代理金融機関の指定を取消します。

このため、令和５年４月１日以降、みずほ銀行前橋支店では、手数料が無料となる「公金収納の取扱い」ができなくなります。みずほ銀行前橋支店において受付することは可能ですが、手数料が徴収されますのでご注意ください。

また、令和５年４月１日以前に高山村から発行された納付書についても、令和５年４月１日以降にみずほ銀行前橋支店で納付される場合手数料が徴収されます。

なお、令和４年11月１日現在の高山村指定金融機関及び収納代理金融機関は次のとおりです。

○指定金融機関

　群馬銀行本・支店

○指定代理金融機関

　あがつま農業協同組合本・支店

○収納代理金融機関

　東和銀行本・支店

　ぐんまみらい信用組合本・支店

　北群馬信用金庫本・支店

**みずほ銀行前橋支店（令和５年４月1日付で指定取消し）**

問い合わせ：高山村役場税務会計課

TEL：0279-63-2111（内線31）